

第1 審議会の結論

審査請求人による令和6年10月8日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年11月20日付けで行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求

審査請求人は、未成年者である審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、「中央児童相談所にある本件児童に関する全ての資料・書類」（以下「本件保有個人情報」という。）について本件開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、審査請求人に対し、本件保有個人情報について、法第78条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号に該当する情報を不開示とした上で、本件処分を行い、保有個人情報部分開示決定通知書により通知した。

3 審査請求

審査請求人は本件処分の取消を求め、令和7年1月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示された文書は、不開示部分が多く何の書類か不明であり、内容も不明である。
- (2) 審査請求人と本件児童以外の個人情報が開示されているが当該情報の開示については、当該人物の了解を得ていない。

以上のことから、審査請求に係る部分開示決定処分は不当である。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 「第3 審査請求の内容2（1）」について

(1) 法第78条第1項第2号の該当性について

本件保有個人情報は、児童記録票、児童相談所が行う相談援助活動に係る文書等を含み、審査請求人以外の個人情報及び特定の個人を識別できる記述等が記載されていることから、法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした。

(2) 法第78条第1項第3号の該当性について

本件保有個人情報には、関係機関からの情報提供が含まれている。審査請求人に関して特定法人から提供された情報等の記載は、法人その他の団体に関する情報であって、当該法人から開示しないと条件で任意に提供されたものであることから、法第78条第1項第3号に該当するとして不開示とした。

(3) 法第78条第1項第6号の該当性について

本件保有個人情報には、判定会議や援助方針会議、その他処遇に関する協議又は検討等の内容が含まれる。また、意思決定に必要な個人の所感や意見等が含まれており、開示することによって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法第78条第1項第6号に該当するとして不開示とした。

(4) 法第78条第1項第7号の該当性について

本件保有個人情報には、児童相談所が適正な虐待対応を行うために必要な判定資料等が含まれる。開示することによって、当該情報が転々流通するおそれがあり、今後の適正な事務手続に影響を与えることが考えられることから、法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした。

2 「第3 審査請求の内容2(2)」について

当該内容は、審査請求人以外の開示に関して審査を問うものであるが、審査請求人以外の者は、行政不服審査法第2条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」（当該処分について不服申立をする法律上の利益を有する者）に該当せず、「法律上の利益」を有していないため、不服申立適格を欠く。本件審査請求は、本件処分に対するものであるため、当該内容については、争わない。

第5 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論（意見）要旨

審査請求人が反論書（意見書）で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- ・ 黒塗りでは何の解決にもならず、児童相談所ではどのような議論がされたのか母子が納得し、これからの道に進めるよう、全てを開示してほしい。

第6 審議の経過

当審議会では本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年 5月15日	諮問を受けた。
令和7年 7月29日	諮問の審議を行った。
令和7年10月30日	諮問の審議を行った。
令和7年11月20日	諮問の審議を行った。
令和8年 2月26日	諮問の審議を行った。

第7 審議会の判断理由等

1 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項において、都道府県等に設置が義務づけられており、その運営に関しては、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）において定められている。

運営指針によれば、児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれ

た環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な援助を行い、もって児童の福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的としている。

また、運営指針において、児童相談所は、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化する中、きめ細かな支援を行うため、地域における関係機関が連携してネットワークを形成し、相互に役割分担しながら一体となって援助活動を行うことを重要としており、これら関係機関との間で、児童本人及びその他関係者に関する個人情報と共有し、連携した上で、相談援助活動が行われている。

2 本件保有個人情報の性格及び内容について

本件保有個人情報は、児童相談所が本件児童に対する相談援助活動のために作成又は取得した一連の文書であり、その内容はおおむね次のとおりである。

(1) 児童記録票

児童記録票は、国の運営指針を基に定めた事務処理要領に従い、相談を受理した児童ごとに作成されるものであり、実施機関が児童や保護者等に必要な援助を判断するためにケースを理解し、その全容を把握することを目的としている。児童記録票には、本件児童の氏名、住所、年齢及び家族構成等の基本的事項のほか、電話等の記録や相談要旨、並びに関係機関の名称や関係者等とのやりとり等が記載されている。

(2) 児童相談所における会議等の記録

本件児童に係る判定会議や援助方針会議、その他処遇に関する協議等、相談援助活動に関する児童相談所内部や関係機関との会議の資料及び当該会議の記録であり、事案の概要や処遇方針等が記録されている。

(3) 関係者及び関係機関等への通知文書等

本件児童を一時保護した際の保護者に対する決定及び解除通知、児童養護施設に対する委託書及び関係機関への通知等である。

(4) 児童相談所が関係機関等から取得した文書

本件児童に係る相談援助活動に関し、児童相談所が審査請求人を含む関係者や関係機関から提出又は提供を受けた文書であり、審査請求人から児童相談所あてに提出された質問書、要望書、児童養護施設からの引継ぎ簿、日誌、受診医療機関の診断書等である。

(5) 心理判定関係資料

本件児童に係る相談援助活動に関し、児童相談所が実施した心理判定の結果をまとめた資料や心理判定に必要な関係資料である。

(6) その他

上記(1)から(5)までに該当するもののほか、手書きのメモや、インターネット上の情報を印刷したもの、審査請求人が過去に行った保有個人情報開示請求及び訂正請求の関係書類など、本件児童に対する相談援助活動に関係して児童相談所が保有する文書一式が含まれている。

3 本件処分について

当審議会は本件処分について、インカメラ審理（処分庁の行った開示・不開示の判断の妥当性について迅速かつ適正に判断するために、審議会の委員が当該処分に係る保有個人情報を実際に見分して審議を行うこと。）により調査した上で審議した結果を踏まえ、以下のよう

(1) 法第78条第1項第2号の該当性について

法第78条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該個人の権利利益が損なわれる可能性のあるものは不開示とされるものであるが、ただし書において、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報や公務員等の職及び職務の遂行に係る情報は例外として開示することとされている。

実施機関は本号を根拠として、本件保有個人情報に記載のある、実施機関の職員に関する情報及び本件児童に係る診断書を作成した医師の情報、その他の開示請求者以外の個人情報及び特定の個人を識別することができる記述等を不開示とした。

ア 実施機関の職員に関する情報について

当該情報は、本件保有個人情報のうち、児童記録票上の児童相談所職員の印影を含む決裁欄である。公務員等の職及び職務の遂行に関する情報については、法第78条第1項第2号ハにより、公務員の氏名については、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）第8条の規定により、開示請求者以外の個人に関する情報であっても不開示とはならないとされている。

そのため、実施機関が不開示としている決裁欄については、担当者から所属長までが児童記録票に記載された内容を承認するという意思決定のために押印したものであり、法第78条第1項第2号ハの「公務員等」の職務遂行情報に当たることから、開示すべきである。

イ 本件児童に係る診断書を作成した医師の情報について

当該情報は、本件児童が腕の状態確認のため医療機関を受診し、その際の診断書を作成した医師の情報である。当審議会において、当該情報に関連する児童記録票を見分したところ、審査請求人の発言記録の中に「本件児童が当該医療機関を受診することになっている」といった趣旨の記録が確認された。そのため、本件児童が当該医療機関を受診したことを審査請求人が知っていることは客観的に明らかであり、当該情報については、開示したとしても開示請求者以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

ウ その他の個人に関する情報について

上記アからイを除く開示請求者以外の個人に関する情報は、法第78条第1項第2号ただし書のいずれにも該当しない情報であることから、実施機関の判断は妥当である。

エ 児童記録票等における審査請求人との対応記録について

実施機関が児童記録票や面談記録で不開示としている情報について、当審議会で見分したところ、審査請求人と実施機関の電話記録や、審査請求人が同席していた本件児童の医療機関の定期受診時の記録も含まれていた。いずれも審査請求人との対応記録であり、当該箇所以外の実施機関と審査請求人との対応記録は全て開示されていた。そのため、当該箇所のみ不開示としていることは不自然であり、開示したとしても本人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、開示すべきである。

(2) 法第78条第1項第3号の該当性について

法第78条第1項第3号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報は、不開示とする旨規定されている。

実施機関は本号を根拠として、関係機関等から取得した文書や児童記録票に記載のある関係機関とのやりとりなど、関係機関からの情報提供に係る箇所を不開示とした。

ア 児童養護施設の作成資料について

当該資料は、本件児童が一時入所していた児童養護施設が作成した資料である。当審議会において、本件保有個人情報のうち、当該資料及び当該資料に係る箇所を見分したところ、当該資料については、審査請求人が児童相談所に来所した際に児童相談所の職員から審査請求人に対して説明がされていた。さらに、既に開示されている文書の中に、当該資料と同一の資料があり、そちらは全て開示されていることから、審査請求人が知っていることは客観的に見て明らかであり、実施機関が主張する不開示情報に該当するとは認められないため、開示すべきである。

イ こども療育拠点施設での相談記録について

当該記録は、審査請求人が本件児童のことで、こども療育拠点施設に相談した際の記録である。当審議会において、当該記録を見分したところ、当該記録の作成時期や記載内容から、審査請求人が実施機関へ本件児童に関し相談を始めるよりも前にこども療育拠点施設に相談した上で、審査請求人自ら作成した資料である可能性が高いことが確認された。当該記録の作成者が審査請求人である場合、当該記録の内容について、当然、審査請求人は知っていることから、実施機関が主張する不開示情報に該当するとは認められないため、開示すべきである。

ウ 関係機関等からの情報提供に係る情報について

当該情報は、上記アからイを除く関係機関等からの情報提供に係る情報である。児童相談所と関係機関等とのやり取りや関係機関等から取得した文書等の情報は、秘匿を前提に行ったものであり、それらを開示することにより、実施機関と関係機関等との信頼関係が損なわれ、関係機関等が児童相談所への情報提供に消極的になるなど、同種の相談援助活動における事実確認に当たり協力を得られなくなるおそれがあると認められることから、実施機関の判断は妥当である。

(3) 法第78条第1項第6号及び第7号の該当性について

法第78条第1項第6号は、地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、不開示とする旨規定されている。

また、法第78条第1項第7号は、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示とする旨規定されている。

実施機関は法第78条第1項第6号及び第7号を根拠として、本件児童に係る判定会議や援助方針会議、その他処遇に関する協議など、相談援助活動に関し、児童相談所内部や関係機関との会議の資料や記録、児童相談所が適正な虐待対応を行うために必要な心理判定の関係資料を不開示とした。

ア 家族応援会議の資料について

当該資料は、児童相談所が審査請求人も同席のもと行った、本件児童に対する今後の援助方針等に係る家族応援会議の資料であり、当会議で使用したホワイトボードの写真やその内容が文字起こしされた資料である。当審議会において、当該情報に該当する箇所を見分したところ、当会議の内容が児童記録票に記録として全て記載されており、審査請求人に対して既に開示がされていることが確認された。

当会議には審査請求人も同席していたことや、既に開示されている情報の中に、当該情報と同内容の記録があることから、審査請求人が知っていることは客観的に見て明らかである。そのため、実施機関が主張する不開示情報に該当するとは認められないため、開示すべきである。

イ 実施機関から審査請求人に対する各種説明資料について

当該資料は、児童相談所の担当心理司が審査請求人に対して本件児童について説明を行った資料や、本件児童との心理面接時の記録、知能検査結果の説明資料である。当審議会において、当該情報に該当する記録を見分したところ、いずれも実施機関から審査請求人に対して説明がされている内容であることが確認された。

審査請求人に対して説明がされている内容であれば、審査請求人が知っていることは客観的に見て明らかであり、実施機関が主張する不開示情報に該当するとは認められないため、開示すべきである。

ウ 児童相談所における本件児童に係る会議及び心理判定等の関係資料について

当該資料は、上記アからイを除く児童相談所における本件児童に係る会議及び心理判定等の関係資料である。当該情報には、児童相談所としての相談援助方針の詳細や内部の連絡調整内容、意思決定に必要な個人の所感や意見等が含まれている。

これらを開示することにより、実施機関において、今後の事案検討や記録作成の際に、検討内容が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念して、率直な意見を述べることに消極的になり、対応に当たる職員等が記載内容を簡略化するなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。さらには、児童相談所が行う相談対応、調査、判定、援助方針等が明らかになり、いたずらに対象児童やその保護者等の不信感を募らせたり、児童相談所との信頼関係を損なったりするなど、児童相談所の相談援助活動や援助方針の検討等、今後の同種の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 その他

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記1から3において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第8 付言

当審議会は、以下のとおり付言する。

(1) 開示請求手続以外の情報提供手続の教示について

実施機関は、法に基づく保有個人情報の開示請求手続により本件処分を行っているが、開示請求の内容によっては、児童相談所が保有する個人情報について、開示請求手続によらずとも、相談業務や指導の過程において情報の提供が可能な場合がある。

今後、実施機関においては、開示請求以外の方法により提供可能な情報がある場合は、あらかじめ保護者等に対して、提供可能な情報の範囲やその具体的な手続について、分かりやすく教示し、制度の周知に努めるよう審議会として要望するものである。

(2) 保有個人情報の整理について

実施機関が審査請求人に対して開示した文書は、時系列や実施機関の対応ごとに整理されておらず、また、児童相談所における対応記録と関係資料が一体の文書とされていなかった。その結果、審議会における審議過程において開示・不開示の妥当性の判断や関連資料の特定に過大に時間を要したほか、実施機関においても同一の内容の文書において開示・不開示の判断に齟齬が発生しており、制度運用上、不適切と言わざるを得ない。

今後、実施機関においては、開示請求手続及び審査請求手続等の円滑かつ正確な実施に資するため、適切な文書管理に努めるよう要望する。

(別表)

開示妥当と判断した内容		該当箇所（便宜上のページ）
児童記録票	決裁欄	該当箇所全て
	審査請求人との対応記録① （審査請求人との電話記録）	・開示文書①（７０ページ） １行目から１１行目まで ・開示文書①（１９６ページ） ２７行目から３１行目まで
	審査請求人との対応記録② （審査請求人が同席していた 本件児童の病院の定期受診時 の記録）	開示文書①（１３８ページ）３６行目から （１３９ページ）１２行目まで
医療機関の診断書		開示文書②（２４６ページ）不開示として いる箇所
児童養護施設の作成資料		開示文書①（２０６ページ）内容全て
こども療育拠点施設での相談記録		開示文書②（２５８ページから２６１ペー ジ）内容全て
家族応援会議の資料		開示文書②（１７７ページから１７９ペー ジ）内容全て
本件児童に係る説明資料 （パワーポイント資料）		開示文書②（２３６ページ、２４０ペー ジ、２４１ページ）不開示としている箇所
本件児童との心理面接時の記録		開示文書②（１４７ページ）１０行目から １６行目まで
WISC-IV 知能検査結果の説明資料		開示文書②（２４９ページ、２５０ペー ジ）内容全て

備考１ 当審議会が見分した、実施機関が審査請求人に対して開示した文書は、２冊に分かれており、ページ番号が付されていないため、当審議会において検討の便宜上、「開示文書①」、「開示文書②」とした上で、各文書の冒頭から順に付した番号を用いて判断を示すものとする。

備考２ 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。